



日本弁理士会中央知的財産研究所は平成8年度から活動を開始し、本年で25年目を迎えることになりました。中央知的財産研究所の目的は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」です。この目的のもと、研究、実務、制度改正などの様々な側面からタイムリーなテーマを取り扱い、会員、知財関係者への情報発信を行っています。平成21年からは研究成果を「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に配布するとともに、大学、裁判所、特許庁、弁理士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

この度は、「『超スマート社会（Society 5.0）』に適合する知的財産保護の制度のあり方」を研究テーマとした研究報告書を「別冊パテント第23号」として発行する運びとなりました。

今日、IoT、AI、ビッグデータ等、社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術が進展しております。我が国は、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく「超スマート社会（Society 5.0）」の実現を目指しております。このような社会のあり方の大きな変革が予想される中、AIを利用したイノベーションの促進に資する特許制度のあり方、AI生成物やデータの保護、オープンイノベーションに資する知的財産制度のあり方等、知的財産制度及びその運用についても、多くの新しい課題が生じています。

このような問題意識から、本研究部会においては、「超スマート社会（Society 5.0）」に適合する知的財産保護の制度・運用のあり方について研究をしてまいりました。本書は、その研究成果となるもので、AI、IoT、ビッグデータ等が社会に及ぼす知的財産を巡る様々な問題について、多面的な視点からの研究報告書としてまとめられています。今回の研究の成果としての論文が皆様の研究や実務の一助となれば幸いです。

当研究所としては、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。

末筆ながら、本研究に携わって頂いた多くの研究員の方々に対し改めて感謝を申し上げますとともに、研究員の方をサポートして頂き運営にご尽力頂いた副所長及び運営委員の皆様、本研究報告書を刊行するに際して多大なご協力を頂きました一般社団法人発明推進協会、日本弁理士会事務局の皆様に対しても、この紙面を借りて改めて感謝を申し上げます。

日本弁理士会中央知的財産研究所  
所 長 伊 丹 勝